

写

14町監第110号  
2014年8月20日

町田市議会議長 上野孝典様  
町田市市長 石阪丈一様  
町田市教育委員会教育長 坂本修一様  
町田市選挙管理委員会委員長 大澤進様  
町田市農業委員会会長 吉川庄衛様  
町田市代表監査委員 小西弘子様

町田市監査委員 小西弘子様  
同 木下健治様  
同 細野龍子様  
同 おく栄一様

#### 2014年第1回定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

## 2014年第1回定期監査結果報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

### 第2 監査の実施期間

2014年1月6日から2014年6月30日まで

### 第3 監査の対象及び範囲

2013年度一般会計・特別会計及び病院事業会計の財務に関する事務及びこれに関する事務事業

### 第4 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務及びこれに関する事務事業について、主に次の観点から監査を実施した。

- 1 予算の執行は、適正かつ計画的、効率的に行われているか。
- 2 収入支出事務は、その根拠となる法令、規則等に従って適正に行われているか。
- 3 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか。
- 4 委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行われているか。
- 5 固定資産は、町田市会計基準にのっとり処理されているか。
- 6 経済性、効率性、有効性は十分考慮されているか。

### 第5 事情聴取

事情聴取を2014年2月27日及び5月30日に行った。

### 第6 監査の結果

一般会計・特別会計及び病院事業会計とも、おおむね適正に事務が執行されていると認められた。しかし、一部に是正・改善を要する事項（指摘）及び改善の検討を要する事項（意見）が見受けられたので以下に述べる。

是正・改善を要する事項（指摘）は4件、改善の検討を要する事項（意見）は10件である。

<監査実施事業等>

| 款及び中事業名等             | 主管部課              | 頁  | 監査の結果(件数) |    |            |
|----------------------|-------------------|----|-----------|----|------------|
|                      |                   |    | 指摘        | 意見 | おおむね<br>適正 |
| <b>諸収入</b>           |                   |    |           |    |            |
| さくら祭り負担金返還金<br>(細節名) | 経済観光部<br>産業観光課    | 7  |           | 1  |            |
| <b>総務費</b>           |                   |    |           |    |            |
| 土地評価・賦課事務            | 財務部<br>資産税課       | 8  |           |    | ○          |
| 家屋評価・賦課事務            | 財務部<br>資産税課       | 8  |           |    | ○          |
| 市民協働推進事業             | 市民部<br>市民協働推進課    | 8  |           |    | ○          |
| 男女平等意識普及事業           | 市民部<br>市民協働推進課    | 8  |           |    | ○          |
| 女性問題相談事業             | 市民部<br>市民協働推進課    | 8  |           |    | ○          |
| 市民フォーラム管理事務          | 市民部<br>市民協働推進課    | 8  |           |    | ○          |
| <b>民生費</b>           |                   |    |           |    |            |
| (冊子に係る事務)            | 子ども生活部<br>子ども総務課  | 8  |           | 1  |            |
| 子育て支援課管理事務           | 子ども生活部<br>子育て支援課  | 8  |           |    |            |
| 福祉のまちづくり推進事業         | 地域福祉部<br>福祉総務課    | 8  |           |    |            |
| (冊子に係る事務)            | 地域福祉部<br>障がい福祉課   | 8  |           |    |            |
| 就労・住宅相談事業            | 地域福祉部<br>生活援護課    | 9  |           |    | ○          |
| 民間等保育所運営事業           | 子ども生活部<br>子育て支援課  | 9  |           |    | ○          |
| 療育事業                 | 地域福祉部<br>ひかり療育園   | 9  |           |    | ○          |
| 高齢者福祉普及事業            | いきいき健康部<br>高齢者福祉課 | 9  |           |    | ○          |
| ふれあい館管理事務            | いきいき健康部<br>高齢者福祉課 | 10 |           |    | ○          |
| 介護人材開発事業             | いきいき健康部<br>高齢者福祉課 | 10 | 1         |    |            |

| 款及び中事業名等          | 主管部課              | 頁  | 監査の結果(件数) |    |            |
|-------------------|-------------------|----|-----------|----|------------|
|                   |                   |    | 指摘        | 意見 | おおむね<br>適正 |
| <b>衛生費</b>        |                   |    |           |    |            |
| 食育推進事業            | いきいき健康部<br>保健企画課  | 10 |           | 1  |            |
| 動物愛護管理事業          | いきいき健康部<br>生活衛生課  | 12 |           |    | ○          |
| 環境・自然推進事業         | 環境資源部<br>環境・自然共生課 | 12 |           |    | ○          |
| あき地環境保全事業         | 環境資源部<br>環境保全課    | 12 |           | 1  |            |
| 循環型施設整備事業         | 環境資源部<br>循環型施設整備課 | 13 |           |    | ○          |
| 最終処分場管理事務         | 環境資源部<br>資源循環課    | 13 |           |    | ○          |
| リサイクル文化センター施設管理事務 | 環境資源部<br>資源循環課    | 13 |           |    | ○          |
| <b>農林費</b>        |                   |    |           |    |            |
| 市民農園事業            | 経済観光部<br>農業振興課    | 14 | 1         |    |            |
| 農地利用集積円滑化事業       | 経済観光部<br>農業振興課    | 14 |           |    | ○          |
| <b>商工費</b>        |                   |    |           |    |            |
| 観光行事推進事業          | 経済観光部<br>産業観光課    | 14 |           |    | ○          |
| 原町田一丁目地区まちづくり事業   | 経済観光部<br>産業観光課    | 15 |           |    | ○          |
| 中心市街地活性化推進事業      | 経済観光部<br>産業観光課    | 15 |           |    | ○          |
| 中心市街地活性化事業        | 経済観光部<br>産業観光課    | 15 |           |    | ○          |
| <b>土木費</b>        |                   |    |           |    |            |
| 生活道路新設改良事業(資)     | 建設部<br>道路整備課      | 15 |           |    | ○          |
| 自転車走行空間整備事業       | 建設部<br>道路整備課      | 15 |           |    | ○          |
| 準幹線補助道路新設改良事業(資)  | 建設部<br>道路整備課      | 15 |           |    | ○          |

| 款及び中事業名等          | 主管部課                 | 頁  | 監査の結果(件数) |    |            |
|-------------------|----------------------|----|-----------|----|------------|
|                   |                      |    | 指摘        | 意見 | おおむね<br>適正 |
| 道路維持事業            | 建設部<br>道路補修課         | 15 |           |    | ○          |
| 幹線道路網整備計画策定事業     | 都市づくり部<br>都市政策課      | 16 |           |    | ○          |
| 土地利用調整課管理事務       | 都市づくり部<br>土地利用調整課    | 16 |           |    | ○          |
| 地図情報システム管理事務      | 都市づくり部<br>土地利用調整課    | 16 |           |    | ○          |
| 街区公園整備事業          | 都市づくり部<br>公園緑地課      | 16 |           |    | ○          |
| <b>消防費</b>        |                      |    |           |    |            |
| 常備消防事業            | 市民部<br>防災安全課         | 16 |           |    | ○          |
| <b>教育費</b>        |                      |    |           |    |            |
| 鶴川緑の交流館管理事務       | 文化スポーツ振興部<br>文化振興課   | 16 |           | 1  |            |
| 博物館展示事業           | 文化スポーツ振興部<br>文化振興課   | 17 |           |    | ○          |
| 自由民権資料館展示事業       | 生涯学習部<br>生涯学習総務課     | 17 |           |    | ○          |
| 文学館展示事業           | 生涯学習部<br>図書館         | 17 |           |    | ○          |
| 国際版画美術館展示事業       | 文化スポーツ振興部<br>国際版画美術館 | 18 |           | 2  |            |
| 地域学校開放推進事業        | 文化スポーツ振興部<br>スポーツ振興課 | 19 | 1         |    |            |
| 東京国体開催事業          | 文化スポーツ振興部<br>国体推進課   | 19 |           |    | ○          |
| 生涯学習センター管理事務      | 生涯学習部<br>生涯学習センター    | 19 |           |    | ○          |
| <b>国民健康保険事業会計</b> |                      |    |           |    |            |
| 特定健康診査事業          | いきいき健康部<br>保険年金課     | 20 | 1         |    |            |
| 特定保健指導事業          | いきいき健康部<br>健康課       | 20 |           |    |            |

| 款及び中事業名等                       | 主管部課             | 頁  | 監査の結果(件数) |    |            |
|--------------------------------|------------------|----|-----------|----|------------|
|                                |                  |    | 指摘        | 意見 | おおむね<br>適正 |
| <b>下水道事業会計</b>                 |                  |    |           |    |            |
| 汚水管渠整備事業(資)                    | 下水道部<br>下水道整備課   | 21 |           |    | ○          |
| 雨水管渠整備事業(資)                    | 下水道部<br>下水道整備課   | 21 |           |    | ○          |
| 汚水管渠整備事業(資)                    | 下水道部<br>下水道整備課   | 21 |           |    | ○          |
| <b>後期高齢者医療事業会計</b>             |                  |    |           |    |            |
| 後期高齢者健康診査事業                    | いきいき健康部<br>保険年金課 | 21 |           |    | ○          |
| <b>病院事業会計</b>                  |                  |    |           |    |            |
| 総合案内・ICU・内視鏡補助<br>業務委託契約 外44契約 | 市民病院事務部<br>施設用度課 | 21 |           |    | ○          |
| <b>土地開発基金</b>                  |                  |    |           |    |            |
| 土地開発基金                         | 財務部<br>財政課       | 22 |           | 1  |            |
| <b>共通テーマ</b>                   |                  |    |           |    |            |
| 郵便等に係る事務                       | 全部課<br>(市民病院を除く) | 24 |           | 1  |            |
| <b>町田市の財務諸表</b>                |                  |    |           |    |            |
| 町田市の財務諸表                       | 全部課<br>(市民病院を除く) | 24 |           | 1  |            |

【指摘 4件】

| 事項   | 主管部課                    | 頁  |
|--|-------------------------|----|
| 町田市介護人材開発事業補助金交付要綱の規定が実態にそぐわないのであれば、改めて事業の公益性と補助の必要性を勘案し、補助対象経費を規定し直すなど、所要の措置を採るべきもの | いきいき健康部<br>高齢者福祉課       | 10 |
| 町田市市民農園用地に係る土地使用貸借契約書について、解除権を規定するなど、条項の見直しを図るべきもの                                   | 経済観光部<br>農業振興課          | 14 |
| 地方自治法第2条第14項に規定されている最少の経費で最大の効果を挙げるため、計画的な事業の推進を図るとともに、適切に予算を執行すべきもの                 | 文化スポーツ振興部<br>スポーツ振興課    | 19 |
| 市民の健康増進と市の国民健康保険財政の適正化を図るため、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に努めるべきもの                        | いきいき健康部<br>保険年金課<br>健康課 | 20 |

【意見 10件】

| 事項  | 主管部課   | 頁  |
|---|--|----|
| 町田さくらまつりに係る協賛金について、募集・返還の基準を明確にするよう実行委員会を指導されたい   | 経済観光部<br>産業観光課   | 7  |
| 主管部課で作成する冊子については、毎年度配布実績を把握し、作成部数の決定をされたい   | 子ども生活部<br>子ども総務課<br>子育て支援課<br>地域福祉部<br>福祉総務課<br>障がい福祉課 | 8  |
| (仮称)町田市食育推進計画策定及び推進委員会の役割及び重要性について、再度各分野の委員に理解を求め、委員会の効果的な運営に努められたい   | いきいき健康部<br>保健企画課                                       | 10 |
| あき地の雑草除去に当たり所有者等から徴収する委託費について、事務に係るコストも考慮した合理的な金額となるよう適宜見直されたい  | 環境資源部<br>環境保全課   | 12 |
| 市は、今後の施設整備事業において、将来にわたる運営コストの抑制を図るため、構想・設計段階における設備や仕様についての検討を深められたい<br>主管部課は、町田市鶴川緑の交流館について、施設運営の効率化を進めるとともに、利用率の向上を図られたい | 文化スポーツ振興部<br>文化振興課                                     | 16 |
| 美術品借用に係る国公立美術館等への謝礼(菓子折)の廃止を検討されたい  | 文化スポーツ振興部<br>国際版画美術館                                   | 18 |
| 全国大学版画展の共催に当たっては、版画学会と役割分担や費用負担を明確に定めた協定書等の文書を取り交わし、協定に基づいて予算を執行されたい  | 文化スポーツ振興部<br>国際版画美術館                                   | 18 |
| 市はコスト削減の観点から、土地開発基金の活用を検討されたい<br>また、基金の額30億円については、土地等の購入実績を踏まえ、適正な規模となるよう検討されたい   | 財務部<br>財政課   | 22 |

| 事 項   | 主管部課 | 頁  |
|---|------|----|
| 郵便物の集荷時間に間に合うよう業務手順等の見直しを図るとともに、滞留している郵券等を無くすよう努めるなど、郵送料削減と事務の効率化に取り組まれない | 全部課  | 24 |
| 会計基準にのっとり財務諸表を作成されたい  | 全部課  | 24 |

## 諸 収 入

諸収入のうち次の1つの細節について監査を実施した。

※「平成25年度（2013年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」の諸収入は37頁

### さくら祭り負担金返還金（経済観光部産業観光課）

#### 【意見】町田さくらまつりに係る協賛金について、募集・返還の基準を明確にするよう実行委員会を指導されたい

市は「2013町田さくらまつり」（以下「さくらまつり」という。）の実施に当たり、町田さくらまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）と「2013費用負担に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、負担金1,000万円を交付した。しかし、さくらまつりが中止となったため、協定書第7条の規定に基づき剰余金6,441,785円が返還された。

そこで、負担金の使途を確認するため、実行委員会から市に提出された決算報告を見たところ「町田さくらめぐり公式ガイドブック2013」（以下「ガイドブック」という。）の作成に当たり広告協賛金を募っていたものの、中止に伴い協賛金を全額返還する措置を採っていた。

しかしながら、ガイドブックは、さくらまつりの中止にかかわらず配布されていることから、広告を掲載した企業等の宣伝について効果があったと認められ、協賛金の返還は不要であったと考える。そもそも実行委員会は、協賛金の募集に当たり、あらかじめ募集・返還の基準を策定して明示する必要がある。

主管部課は、町田さくらまつりに係る協賛金について、募集・返還の基準を明確にするよう実行委員会を指導されたい。

## 総 務 費

総務費（支出済額191億3,755万6千円）のうち次の6事業（支出済額2億6,410万2千円）について監査を実施した。

※「平成25年度（2013年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」の総務費は42～43頁



## 土地評価・賦課事務（財務部資産税課）

標準宅地鑑定委託契約及び平成26年共通基図筆界データ加筆補正業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

## 家屋評価・賦課事務（財務部資産税課）

町田市全域航空写真撮影及びデジタルオルソ画像作成業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

## 市民協働推進事業（市民部市民協働推進課）

市民協働フェスティバル負担金について、実施手続及び事務の運用はおおむね適正に行われていた。

## 男女平等意識普及事業（市民部市民協働推進課）

男女平等フェスティバルに係る支出については、男女平等推進センター運営委員会並びにまちだ男女平等フェスティバル実行委員会において、実施手続及び事務の運用がおおむね適正に行われていた。

## 女性問題相談事業（市民部市民協働推進課）

町田市女性悩みごと相談業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

## 市民フォーラム管理事務（市民部市民協働推進課）

町田市市民フォーラム施設貸出管理業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

## 民生費

民生費（支出済額645億2,058万円）のうち次の8事業（支出済額78億3,939万9千円）について監査を実施した。

※「平成25年度（2013年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」の民生費は43～44頁

（冊子に係る事務）（子ども生活部子ども総務課）  
子育て支援課管理事務（子ども生活部子育て支援課）  
福祉のまちづくり推進事業（地域福祉部福祉総務課）  
（冊子に係る事務）（地域福祉部障がい福祉課）

**【意見】 主管部課で作成する冊子については、毎年度配布実績を把握し、作成部数の決定をされたい**

子ども生活部及び地域福祉部では、子育て家庭や障がい者等を支援することを目的に事業やサービス内容を掲載した冊子を作成し、配布している。そこで、2011年度から2013年度までの冊子の作成及び配布の状況について見たところ、以下のような状況が見受けられた。

- (1) 毎年、作成部数の3割弱が残っているにも関わらず、作成部数の見直しを十分に行っていないものがあった。
- (2) 作成部数が不足し、コピーで対応しているものがあった。

各主管部課で作成する冊子については、毎年度配布実績を把握し、作成部数の決定をされたい。

なお、各冊子は市公式ホームページにも掲載していることから、配布の必要性も合わせて検討されたい。

**就労・住宅相談事業（地域福祉部生活援護課）**

町田市就労・住宅相談事業支援業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

**民間等保育所運営事業（子ども生活部子育て支援課）**

町田市休日保育事業委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

**療育事業（地域福祉部ひかり療育園）**

ひかり療育園自動車運行業務委託契約及びひかり療育園自動車運行管理業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

なお、仕様書にある業務内容の一部が実態と合っていなかったため、主管部課は見直しを行われたい。

**高齢者福祉普及事業（いきいき健康部高齢者福祉課）**

いきいき健康部高齢者福祉課で作成し、配布している『高齢者のための暮らしのてびき』（以下「冊子」という。）について、2011年度から2013年度までの冊子の作成及び配布の状況について見たところ、おおむね適正に行われていた。

## ふれあい館管理事務（いきいき健康部高齢者福祉課）

長寿号運行業務委託契約及び長寿号自動車運行業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

## 介護人材開発事業（いきいき健康部高齢者福祉課）

**【指摘】町田市介護人材開発事業補助金交付要綱の規定が実態にそぐわないのであれば、改めて事業の公益性と補助の必要性を勘案し、補助対象経費を規定し直すなど、所要の措置を採るべきもの**

市は、一般社団法人町田市介護サービスネットワーク（以下「介護ネットワーク」という。）から提出された2013年度町田市介護人材開発事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に基づき、2013年7月9日、町田市介護人材開発事業補助金（以下「補助金」という。）12,664,000円を介護ネットワークに対して交付した。

根拠要綱である町田市介護人材開発事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）第5では、補助対象とする経費について、講師謝礼費、消耗品費、印刷製本費及びその他市長が必要と認める経費と規定している。

そこで、補助金が補助要綱の規定に基づいて支出されているか確認するため申請書及びその添付書類を見たところ、補助の内訳は事務局人件費及び事務局経費が大半を占めていた。

このことについて、2013年度の補助金交付決定に係る起案書を確認したところ、当該経費を必要と認めた理由や根拠を何ら示すことなく交付決定が行われていた。

そもそも、地方自治法第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、補助に当たっては事業の公益性と補助の必要性を明確にすることが求められている。

町田市介護人材開発事業補助金交付要綱の規定が実態にそぐわないのであれば、改めて事業の公益性と補助の必要性を勘案し、補助対象経費を規定し直すなど、所要の措置を採らねばならない。

## 衛生費

衛生費（支出済額118億6,255万5千円）のうち次の7事業（支出済額2億9,616万6千円）について監査を実施した。

※「平成25年度（2013年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」の衛生費は44～45頁

## 食育推進事業（いきいき健康部保健企画課）

**【意見】（仮称）町田市食育推進計画策定及び推進委員会の役割及び重要性について、再度各分野の委員に理解を求め、委員会の効果的な運営に努められたい**

食育基本法（平成17年法律第63号）（注）は、第9条から13条において、国、地方公共団体、教育関係者等・農林漁業者等、食品関連事業者等及び国民の食育推進に関する責務を明らかにしており、同法第18条では「市町村は、（中略）当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策について計画を作成するよう努めなければならない。」と規定している。

これを受け市は、（仮称）町田市食育推進計画策定及び推進委員会設置要綱を策定し、下表の委員で構成される（仮称）町田市食育推進計画策定及び推進委員会（以下「委員会」という。）を設置して、2013年12月に「町田市食育推進計画」（以下「計画」という。）を策定した。

〔委員の構成〕

| 要綱に定める区分          | 役割                    |
|-------------------|-----------------------|
| 学識経験を有する者         | 専門的総合的見地              |
| 町田市医師会の代表         | 医学的見地                 |
| 町田市歯科医師会の代表       | 医学的見地                 |
| 町田市法人立保育園協会の代表    | 乳幼児における食育推進           |
| 町田市私立幼稚園協会の代表     | 乳幼児における食育推進           |
| 町田市公立小学校校長会の代表    | 児童、学生における食育推進         |
| 町田市公立中学校校長会の代表    | 児童、学生における食育推進         |
| 市内の高等学校の教諭の代表     | 児童、学生における食育推進         |
| 市内の小学校の栄養教諭の代表    | 児童、学生における食育推進         |
| 市内の大学の教員の代表       | 児童、学生における食育推進         |
| 町田市農業協同組合の代表      | 地産地消の推進               |
| 市内の農業者の代表         | 地産地消の推進               |
| 町田商工会議所の代表        | 外食等の食環境整備、食文化の継承      |
| 東京都町田食品衛生協会の代表    | 食の安全の確保               |
| 町田集団給食研究会の代表      | 給食を通じた取組の推進           |
| 町田地域活動栄養士の代表      | 郷土料理や食文化の継承           |
| 町田市観光コンベンション協会の代表 | 自然、歴史、文化、産業と結びついた食育推進 |

食育の推進には、地域住民その他の社会を構成する多様な主体との連携・協力体制が必要である。そのため、委員会には、様々な分野から委員を選出し、各専門的見地からの助言を期待したものである。

そこで委員会の開催状況を見たところ、2013年度の委員出席率は年間で約6割であり、一度も出席していない委員も見受けられた。このような状況では、委員会に期待した効果が十分に発揮されているのか疑問がある。委員会が担う役割は、今後計画を推進していく上でも重要であることから、委員が欠席する場合には代理の者を要請するなど、委員会が十分に機能するよう改善を図る必要がある。

主管部課は、（仮称）町田市食育推進計画策定及び推進委員会の役割及び重要性につ

いて、再度各分野の委員に理解を求め、委員会の効果的な運営に努められたい。

(注) 食育基本法は前文において、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付け、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことを国民に課せられた課題としている。

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### 動物愛護管理事業（いきいき健康部生活衛生課）

町田市飼い犬、飼い猫等の避妊・去勢手術補助金に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

### 環境・自然推進事業（環境資源部環境・自然共生課）

2013年度町田市生物調査等業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

### あき地環境保全事業（環境資源部環境保全課）

#### 【意見】あき地の雑草除去に当たり所有者等から徴収する委託費について、事務に係るコストも考慮した合理的な金額となるよう適宜見直されたい

市は、あき地を適切に管理し、清潔な生活環境を保持するとともに、犯罪等を未然に防ぎ市民生活の安全を図ることを目的に、町田市あき地の環境保全に関する条例を制定している。市は、条例に基づき、あき地の所有者または、管理者（以下「所有者等」という。）から雑草の除去を委託された際には、所有者等から費用を徴収し、除草を行う事業者（以下「事業者」という。）に業務を委託している。

本来あき地は所有者が適切に管理する責務を負うべきところ、所有者等が市に雑草除去を委託しているものである。委託を受ける際に、市は、あき地の調査や所有者等への通知発送等の事務も行っており、雑草の除去に直接係る費用以外の事務コストも発生している。

そこで、所有者等から徴収する委託費（以下「所有者徴収金」という。）の決定方法を確認するため、主管部課から提出された所有者徴収金決定に係る起案書を見たところ、市が事業者へ支払う委託料に事務コスト分として一定額を加え決定していた。しかし、その算出根拠が不明確であり、事務コストが十分考慮されていることを確認できなかった。

主管部課は、あき地の雑草除去に当たり所有者等から徴収する委託費について、事務

に係るコストも考慮した合理的な金額となるよう適宜見直されたい。

なお、所有者徴収金について、未収金の発生リスクがないかを確認するため、主管部課から提出された雑草除去委託申請書、所有者徴収金の納入通知書及び除草業務委託単価契約書を見たところ、所有者徴収金の入金を確認した後に、事業者への発注が行われており、おおむね適正に行われていた。

《参考》

○町田市あき地の環境保全に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、「あき地」とは、現に使用していない土地をいう。

2 この条例において、「危険な状態」とは、雑草（これに類した灌木を含む。以下同じ。）が繁茂し、かつ、それがそのまま放置されているために、清潔な生活環境が阻害され、ひいては犯罪または、火災の発生の原因となるような状態をいう。

3 (略)

(所有者等の責務)

第3条 あき地の所有者または、管理者（以下「所有者等」という。）は、当該あき地が危険な状態にならないよう適切に管理しなければならない。

(除去の委託)

第7条 あき地の所有者等は、自ら雑草を除去することができないときは、これを市に委託することができる。

2 前項の委託をしようとするものは、その費用を市に納入しなければならない。

○町田市あき地の環境保全に関する条例施行規則

(委託費)

第7条 前条の除去に係る委託費は、そのつど市長が定めるものとする。

## 循環型施設整備事業（環境資源部循環型施設整備課）

資源ごみ処理施設（相原エリア）土壌調査業務委託契約及び町田リサイクル文化センター調査測量業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

## 最終処分場管理事務（環境資源部資源循環課）

最終処分場旧埋立地分布ボーリング調査等業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

## リサイクル文化センター施設管理事務（環境資源部資源循環課）

町田リサイクル文化センター清掃及び警備等業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

## 農 林 費

農林費（支出済額3億6,968万5千円）のうち次の2事業（支出済額1,298万3千円）について監査を実施した。

※「平成25年度（2013年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」の農林費は45頁

### 市民農園事業（経済観光部農業振興課）

#### 【指摘】町田市市民農園用地に係る土地使用貸借契約書について、解除権を規定するなど、条項の見直しを図るべきもの

市は、町田市市民農園用地について、土地所有者と土地使用貸借契約を締結している。そこで、主管部課から提出された土地使用貸借契約書（以下「契約書」という。）を見たところ、市の契約解除に係る条項が規定されていなかった。

契約書の第7条で「その他、覚書及びこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。」と規定しているものの、市による事業終了や天災等による事業継続困難なども想定されることから、契約課が作成した賃貸借契約書で解除権を規定していることなどを参考に、契約書の条項の見直しを図るべきと考える。

町田市市民農園用地に係る土地使用貸借契約書について、解除権を規定するなど、条項の見直しを図られたい。

### 農地利用集積円滑化事業（経済観光部農業振興課）

市では、農業経営基盤強化促進法に基づき、市内の市街化調整区域を対象に、農業の担い手不足等により増加している遊休農地を新たな担い手にあっせんし、農地としての利活用を図るとともに、里山の原風景を保全することを目的として農地あっせん事業を実施している。

そこで、地権者の農地を借り手にあっせんする取組状況について、主管部課から提出された起案書等を見たところ、おおむね適正に行われていた。

なお、主管部課によれば、農地バンクに登録されている農地の一部において、長期に渡りあっせんが成立していないとのことなので、その対応について十分検討されたい。

## 商 工 費

商工費（支出済額9億1,285万4千円）のうち次の4事業（支出済額4,480万8千円）について監査を実施した。

※「平成25年度（2013年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」の商工費は46頁

### 観光行事推進事業（経済観光部産業観光課）

町田市スポーツ祭東京2013開催記念事業実施業務委託契約に係る事務は、おおむ

ね適正に処理されていた。

#### 原町田一丁目地区まちづくり事業（経済観光部産業観光課）

原町田一丁目地区事業化検討調査等業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

#### 中心市街地活性化推進事業（経済観光部産業観光課）

中心市街地活性化推進計画策定支援業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

#### 中心市街地活性化事業（経済観光部産業観光課）

中心市街地活性化推進協議会負担金に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

### 土 木 費

土木費（支出済額 9 億 9 千万 7 万 9 千円）のうち次の 8 事業（支出済額 8 億 1 千万 2 万 7 千円）について監査を実施した。

※「平成 25 年度（2013 年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」の土木費は 47～48 頁

#### 生活道路新設改良事業（資）（建設部道路整備課）

鶴川 59 号線道路改良工事（その 7）請負契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

#### 自転車走行空間整備事業（建設部道路整備課）

南 13 号外 1 路線自転車走行空間整備工事請負契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

#### 準幹線補助道路新設改良事業（資）（建設部道路整備課）

忠生 630 号線取付道（苗圃）道路改良工事その 2 請負契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

#### 道路維持事業（建設部道路補修課）

町田 475 号線舗装補修工事請負契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。



### 幹線道路網整備計画策定事業（都市づくり部都市政策課）

新規都市計画道路調査測量業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

### 土地利用調整課管理事務（都市づくり部土地利用調整課）

町田市都市計画道路等線形図修正業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

### 地図情報システム管理事務（都市づくり部土地利用調整課）

町田市統合型GIS住宅地図データ更新業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

### 街区公園整備事業（都市づくり部公園緑地課）

木曽富士見公園進入路整備工事請負契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

## 消 防 費

消防費（支出済額5億4,445万1千円）のうち次の1事業（支出済額4億2,446万8千円）について監査を実施した。

※「平成25年度（2013年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」の消防費は49頁

### 常備消防事業（市民部防災安全課）

常備消防都委託に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

## 教 育 費

教育費（支出済額1億3,857万3千円）のうち次の8事業（支出済額5億9,591万5千円）について監査を実施した。

※「平成25年度（2013年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」の教育費は49～51頁

### 鶴川緑の交流館管理事務（文化スポーツ振興部文化振興課）

**【意見】**市は、今後の施設整備事業において、将来にわたる運営コストの抑制を図るため、構想・設計段階における設備や仕様についての検討を深められたい

主管部課は、町田市鶴川緑の交流館について、施設運営の効率化を進めるとともに、利用率の向上を図られたい

2012年9月、市は、市民の芸術文化の創造活動及び地域的な共同活動その他の市民活動の推進を図り、もって魅力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、ホール、図書館、コミュニティ施設、駅前連絡所などを備える複合型施設である町田市鶴川緑の交流館を設置した。

そこで、施設の清掃、警備、各種保守点検等、維持管理に係るコスト（以下「維持管理費等」という。）を確認するため、主管部課から提出された鶴川駅前図書館清掃・警備保安業務委託契約書、鶴川駅前連絡所総合管理業務委託契約書及び指定管理者が再委託している施設及び舞台総合管理業務委託契約に係る関係書類を見たところ、年間の維持管理費等は1億円を上回っており、市の他施設に比して高額となっていた（注）。また、施設建設時の整備費について見ても、総額で約28億2千万円、延床面積1㎡当たりの金額は、市の他施設に比して高額となっていた。一方、施設が有効に活用されているか確認するため、施設の利用率を見たところ、各市民センターやコミュニティセンターに比して低い状況であった。

施設の維持管理費等は今後も継続して発生することから、高額な運営コストは、将来にわたり財政負担を増大させる。また、維持管理費等は、延床面積だけでなく施設に採用した個々の設備や仕様により増減するものであり、運営上の工夫で削減できる余地には限界がある。そのため、設備や仕様については、将来にわたる維持管理費等を抑制する観点の検討を深める必要があり、しかも構想・設計段階という早期に明確化して実効性を確保すべきと考える。本件については、こうした検討が十分になされた事実が確認できなかった。

市は、今後の施設整備事業において、将来にわたる運営コストの抑制を図るため、構想・設計段階における設備や仕様についての検討を深められたい。

主管部課は、町田市鶴川緑の交流館について、施設運営の効率化を進めるとともに、利用率の向上を図られたい。

（注）町田市鶴川緑の交流館は指定管理者制度を導入しているが、図書館及び駅前連絡所は市が直営で運営している。そのため、施設に係る維持管理費等は、面積按分により負担割合を定め、市及び指定管理者が支出している。

博物館展示事業（文化スポーツ振興部文化振興課）  
自由民権資料館展示事業（生涯学習部生涯学習総務課）  
文学館展示事業（生涯学習部図書館）

各館が2013年度に開催した企画展の協力等に係る謝礼の支払事務について、主管部課から提出された起案書等を確認したところ、謝礼の支払に係る事務はおおむね適正に行われていた。

なお、企画展の協力等に係る謝礼について、個々の執行状況は社会通念上妥当な金額であると認められたものの、明確な基準が定められていなかったため、金額等を定めた

謝礼基準を作成されたい。

## 国際版画美術館展示事業（文化スポーツ振興部国際版画美術館）

### 1 【意見】美術品借用に係る国公立美術館等への謝礼（菓子折）の廃止を検討されたい

国際版画美術館（以下「版画美術館」という。）では、企画展の内容を充実させるため、国公立美術館等から美術品を借用している。

そこで、2013年度における美術品借用に対する謝礼の執行状況を確認したところ、版画美術館が定めた「謝礼についての内部基準（原稿謝礼・出陳謝礼）」に基づき、国公立美術館等（以下「公立館」という。）への謝礼として菓子折を購入している事例が見受けられた。

主管部課によれば、美術品所蔵家や私立美術館とは異なり、公立館からの美術品借用に際しては謝礼金を支払うことはないものの、公立館の学芸員から作品に付随している資料や関連する情報等の提供も受けることから、その労力に感謝の意を表すため、作品返却時に菓子折を持参しているとのことであった。

しかしながら、公立館の学芸員は職務として美術品の貸出や情報提供を行っており、謝礼は必要ないと考える。

主管部課は、美術品借用に係る国公立美術館等への謝礼（菓子折）の廃止を検討されたい。

### 2 【意見】全国大学版画展の共催に当たっては、版画学会と役割分担や費用負担を明確に定めた協定書等の文書を取り交わし、協定に基づいて予算を執行されたい

版画美術館では、1987年の開館当初から毎年「全国大学版画展」（以下「大学版画展」という。）を版画学会と共催している。

そこで、主管部課から提出された大学版画展開催に係る起案書等を確認したところ、役割分担や費用負担に係る協定書等が取り交わされていなかった。また、2013年度の市の負担については、版画学会に対して報償費（謝礼）で支出されており、執行科目がふさわしくないものであった。

主管部課によれば、大学版画展は権威ある展覧会として全国的に知られており、将来の版画家を育成するためにも公費を充てる意義は大きいと考える。共催の事業として毎年企画しており、開館当初においては、運営方法や費用負担のあり方について双方で協定書を取り交わしていたものの、現在は行っていないとのことであった。

大学版画展の意義や目的は理解できるものの、市と版画学会の共催事業であることから、双方の役割分担及び費用負担を明確にした協定書等を共催の都度取り交わす必要があると考える。

全国大学版画展の共催に当たっては、版画学会と役割分担や費用負担を明確に定めた協定書等の文書を取り交わし、協定に基づいて予算を執行されたい。

## 地域学校開放推進事業（文化スポーツ振興部スポーツ振興課）

**【指摘】** 地方自治法第2条第14項に規定されている最少の経費で最大の効果を挙げるため、計画的な事業の推進を図るとともに、適切に予算を執行すべきもの

市は、町田市立小・中学校の施設を、市民の文化、スポーツ等の地域活動の場として活用することを目的として、学校施設を開放している。しかし、学校開放利用者用の更衣室等の設備がないことから、市は、利便性の向上を図るため、学校敷地内にシャワー、更衣室、トイレ等で構成する付帯設備（以下「クラブハウス」という。）を整備する計画を立てた。

そこで、2013年度の予算執行状況を見たところ、5校の工事請負契約（設計・施工）を締結したものの、各学校の学校開放運営委員会、利用団体、PTA等（以下「利用者等」という。）の理解が得られず、3校のクラブハウス整備を中止していた。このうち1件については契約解除に伴う損害賠償金が発生しており、2件については契約変更をし、設計のみの契約としていた。

本来であれば、工事請負契約の締結は、利用者等の理解を得た後、事業の見通しが確実となった時点で行うべきであった。

主管部課は、地方自治法第2条第14項に規定されている最少の経費で最大の効果を挙げるため、計画的な事業の推進を図るとともに、適切に予算を執行されたい。

なお、設置したクラブハウスの利用状況と維持管理に係るコストを把握し、効果の検証に努められたい。

## 東京国体開催事業（文化スポーツ振興部国体推進課）

スポーツ祭東京2013開催準備支援業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

## 生涯学習センター管理事務（生涯学習部生涯学習センター）

生涯学習センター施設貸出・管理業務委託契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

### 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計（支出済額449億4,944万8千円）のうち次の2事業（支出済額5億8,020万3千円）について監査を実施した。

※「平成25年度（2013年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」の国民健康保険事業会計は54～61頁

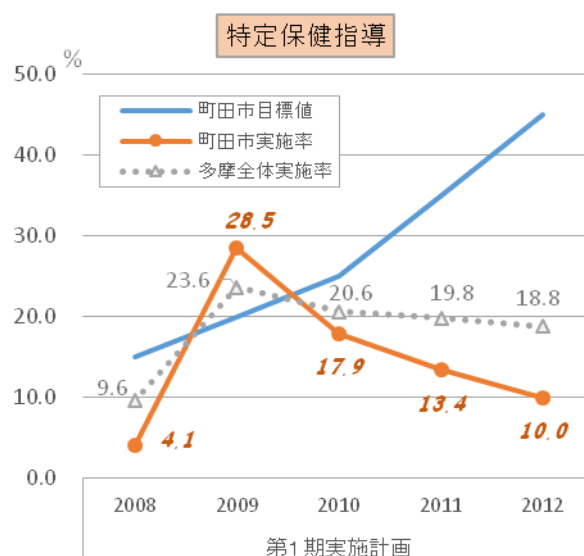
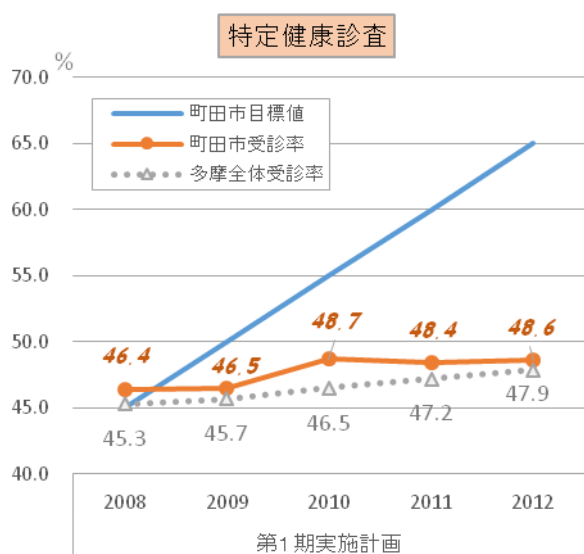
## 特定健康診査事業（いきいき健康部保険年金課）

## 特定保健指導事業（いきいき健康部健康課）

### 【指摘】市民の健康増進と市の国民健康保険財政の適正化を図るため、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に努めるべきもの

2005年12月に決定された、国の「医療制度改革大綱（注1）」を受け、市は、2008年3月に「町田市国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導実施計画（注2）」（以下「計画」という。）を策定し、2008年度から、40歳から74歳までの被保険者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施している。

その目標値と実績値は次のとおりである。



この状況について、主管部課の説明によれば、特定保健指導では、保健師・管理栄養士等が対象者のレベルに応じた生活習慣改善プログラム等を実施しているものの、症状がなかなか改善しない継続対象者が年々増えるとともに、不参加となる人も少なくないことから実施率は低下する傾向にあり、その対策として、特定保健指導を委託している事業者に対し、継続して参加する動機付けとなるよう、生活習慣改善プログラムの見直しを指示しているとのことであった。

市民の健康増進や市の国民健康保険財政の適正化を図るためには、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上が不可欠である。しかしながら、計画の目標値に対して実績値が低迷していることから、原因分析を十分に行い、未受診者の勧奨方法やプログラム内容等の見直しを更に進める必要がある。

主管部課は、市民の健康増進と市の国民健康保険財政の適正化を図るため、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に努められたい。

なお、特定健康診査の主管部課である保険年金課と特定保健指導の主管部課である健康課は、更に連携を強化して、目標の達成に努められたい。

（注1）「医療制度改革大綱」では、改革の基本的な考え方の項において「生活習慣病の予防は、国民の健康の確保の上で重要であるのみならず、治療に要する医療費の減少にも資することとなる。」としている。

（注2）この実施計画は5年を一期として定めており、現在は第2期（2013年度～2017年度）である。

## 下水道事業会計

下水道事業会計（支出済額109億2,712万6千円）のうち次の2事業（支出済額19億9,529万1千円）について監査を実施した。

※「平成25年度（2013年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」の下水道事業会計は62～66頁

汚水管渠整備事業（資）（下水道部下水道整備課）  
雨水管渠整備事業（資）（下水道部下水道整備課）

汚水管渠整備事業・雨水管渠整備事業について、整備工事に使用するマンホール蓋の調達方法が経済的なものとなっているかについてみたところ、おおむね適正なものとなっていた。

汚水管渠整備事業（資）（下水道部下水道整備課）

公共下水道相原町污水枝線付帯工事請負契約に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

## 後期高齢者医療事業会計

後期高齢者医療事業会計（支出済額81億3,923万円）のうち次の1事業（支出済額3億4,162万2千円）について監査を実施した。

※「平成25年度（2013年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」の後期高齢者医療事業会計は71～73頁

後期高齢者健康診査事業（いきいき健康部保険年金課）

成人健康診査委託契約（後期高齢者健康診査）に係る事務は、おおむね適正に処理されていた。

## 病院事業会計

※「平成25年度（2013年度）町田市病院事業会計決算審査意見書」参照

総合案内・ICU・内視鏡補助業務委託契約 外44契約（市民病院事務部施設用度課）

下表の契約に係る事務は、町田市病院事業契約事務規程等に基づきおおむね適正に処理されていた。

| 種類 | 件名   | 契約金額 | 種類                   | 件名                         | 契約金額 |
|----|--|------|----------------------|----------------------------|------|
| 委託 | 総合案内・ICU・内視鏡補助業務委託                             |      | 物品                   | デジタルX線TVシステム 購入            |      |
|    | 町田市民病院出納取扱金融機関業務委託                             |      |                      | 超音波診断装置 購入                 |      |
|    | 町田市民病院出納取扱金融機関業務委託(長期継続契約)                     |      |                      | 超音波手術器 購入                  |      |
|    | 患者監視装置保守委託                                     |      |                      | ハイビジョンビデオシステム 購入           |      |
|    | 消化器内視鏡包括保守委託                                   |      |                      | 網膜硝子体・白内障手術装置及びインバーター鏡筒 購入 |      |
|    | 体外衝撃波結石破壊装置保守委託(長期3年継続契約)                      |      |                      | DMAT装備品(ユニフォーム等)一式購入       |      |
|    | 放射線医用画像管理システム I-PACS保守委託                       |      |                      | 自己血糖測定器購入                  |      |
|    | 放射線画像読取・保管装置 コニカCR保守委託                         |      |                      | 高圧蒸気滅菌器 購入                 |      |
|    | 放射線情報システム S-RIS保守委託                            |      |                      | ガス滅菌器 購入                   |      |
|    | 生理機能検査システム保守委託                                 |      |                      | 病棟用電動ベッド 購入                |      |
|    | シーメンス放射線機器包括保守委託                               |      |                      | 病院情報システム更新(債務負担行為)         |      |
|    | 町田市民病院総合情報システム保守委託                             |      |                      | 公営企業会計システム 購入(債務負担行為)      |      |
|    | 病院総合情報システム支援オペレーター業務委託 I                       |      |                      | 就業管理システム 購入                |      |
|    | 病院総合情報システム支援オペレーター業務委託 II                      |      |                      | 自動染色装置/自動ガラス封入装置 購入        |      |
|    | 町田市民病院東棟・南棟エレベーター等保守業務委託                       |      |                      | ICカード 購入                   |      |
|    | 給食業務委託   |      |                      | 修繕                         |      |
|    | 町田市民病院患者給食業務委託(長期継続契約)                         |      | エネルギー棟熱源コントローラー他交換修繕 |                            |      |
|    | 町田市民病院院内総物流業務委託契約                              |      | 吸収式冷温水発生器NO1修繕       |                            |      |
|    | 町田市民病院院内総物流業務委託契約(長期継続契約)                      |      | 血管撮影装置 修繕            |                            |      |
|    | 一般廃棄物(紙類・残飯)と資源廃棄物(びん・かん)及びペットボトルの収集・運搬・処理業務委託 |      | 賃貸借                  | デジタルイメージングシステム賃貸借          |      |
|    | 感染性廃棄物収集・運搬及び処分業務委託                            |      | 合計 45件               |                            |      |
|    | 町田市民病院将来構想策定支援業務委託                             |      | 2,219,498,919円       |                            |      |
|    | 町田市市民病院自家発電設備更新計画策定業務委託                        |      |                      |                            |      |
|    | 立体駐車場誘導業務委託                                    |      |                      |                            |      |
|    | 町田市民病院立体駐車場管理業務委託(長期継続契約)                      |      |                      |                            |      |

## 土地開発基金

### 土地開発基金（財務部財政課）

【意見】市はコスト削減の観点から、土地開発基金の活用を検討されたい  
また、基金の額30億円については、土地等の購入実績を踏まえ、  
適正な規模となるよう検討されたい

町田市土地開発基金（以下「基金」という。）は、公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかることを目的に設置されており、町田市土地開発基金条例第2条第1項において、基金の額を30億円と規定している。

また、町田市土地開発基金管理事務取扱要領第8では、町田市土地開発公社（以下「公社」という。）に対し、公社が土地を取得する事業に要する資金を貸し付けること

ができる旨を規定している。

そこで、2013年度の基金の運用状況を見たところ、25億円を1年間の定期預金で運用しており、公社への貸付実績はなかった。

公社が土地を取得する際には、金融機関から借入をしており、借入に係る支払利息は、市が公社から土地を買い戻す際の価格（買戻し価格）に含まれ、市の一般会計が負担することとなる。

2013年度の実績

(単位 円)

| 公社からの買戻し価格に含まれる支払利息の金額 | 定期預金の運用による受取利息の金額 | 差額        |
|------------------------|-------------------|-----------|
| 3,867,454              | 2,466,369         | 1,401,085 |

市はコスト削減の観点から、土地開発基金の活用を検討されたい。

また、基金の額30億円については、土地等の購入実績を踏まえ、適正な規模となるよう検討されたい。

土地開発基金の運用状況

(単位 千円)

| 年度   | 土地等の購入額   | 公社への貸付額   |
|------|-----------|-----------|
| 2004 | 456,138   | 778,000   |
| 2005 | 359,894   | 1,371,000 |
| 2006 | 1,504,376 | 541,000   |
| 2007 | 698,347   | 0         |
| 2008 | 105,518   | 0         |
| 2009 | 246,594   | 464,000   |
| 2010 | 774,697   | 599,000   |
| 2011 | 149,619   | 80,000    |
| 2012 | 132,420   | 0         |
| 2013 | 214,120   | 0         |

《参考》

○町田市土地開発基金管理事務取扱要領

第8 資金の貸付け

基金は、土地を先行取得するほか、その設置の目的を達成するため、町田市土地開発公社（以下「公社」という。）に対し、公社が土地を取得する事業(町田市が公社に土地の取得を依頼した事業に限る。)に要する資金を貸し付けることができる。



## 共通テーマ

郵便等に係る事務（全部課※） ※市民病院を除く。

**【意見】** 郵便物の集荷時間に間に合うよう業務手順等の見直しを図るとともに、滞留している郵券等を無くすよう努めるなど、郵送料削減と事務の効率化に取り組みたい

市の郵便等に係る事務は総務部総務課（以下「総務課」という。）が担っており、郵便物の集約・発送や郵券等の購入（注）を行っている。しかし、各部課では、郵便物集荷後の発送や返信用封筒への貼付に使用するため、総務課から受け入れた郵券等を保有している。

そこで、各部課における郵券等の使用及び保有状況を確認するため、郵券等の使用及び保有を行っている全部課の2012年度の郵券差引簿を見たところ、下表のとおりであった。

| 2011年度からの繰越額 | 2012年度の受入・購入額 | 2012年度の使用額 | 2013年度への繰越額 |
|--------------|---------------|------------|-------------|
| 4,399,202円   | 8,407,080円    | 8,027,527円 | 4,778,755円  |

本来、総務課が行っている郵便物の集約を利用すれば、割引制度の適用等によって郵送料を削減できる可能性があり、また各部課の郵券等の管理に係る事務も不要となる。

各部課は、郵便物の集荷時間に間に合うよう業務手順等の見直しを図るとともに、滞留している郵券等を無くすよう努めるなど、郵送料削減と事務の効率化に取り組みたい。

（注）特別会計については、所管部課で郵券等を購入している。

## 町田市の財務諸表

**【意見】** 会計基準にのっとり財務諸表を作成されたい

固定資産について、町田市会計基準（以下「会計基準」という。）にのっとり計上されているか、支出命令額と各種台帳（注）の価格とを突合し、確認を行った。

また、建設仮勘定精算等の複式処理が適正になされているかについても確認を行った。

| 科目    |        | 件数  |    |
|-------|--------|-----|----|
| 固定資産  | 事業用資産  | 土地  | 29 |
|       |        | 建物  | 13 |
|       |        | 工作物 | 6  |
|       | インフラ資産 | 土地  | 6  |
|       |        | 工作物 | 9  |
|       | 重要物品   | 23  |    |
| リース資産 | 4      |     |    |

その結果、固定資産は、会計基準にのっとり、おおむね適正に処理されていると認められた。しかし、一部に改善を要する事項が見受けられたので、意見を述べる。

(1) 固定資産の計上漏れについて

2010年度及び2011年度に支出した実施設計委託料2件、計3,906万5,250円について、建物の取得価格に含めて処理すべきところ、公有財産台帳への計上が漏れていた。

(2) 耐用年数の適用について

工作物1件、1億1,759万8,511円については、会計基準と異なる耐用年数により公有財産台帳に登録されていた。

主管部課は、会計基準に定めた耐用年数では長すぎると判断したとのことであるが、このような判断は、減価償却費の計上に恣意性を認めることとなる。

各部課は、会計基準にのっとり財務諸表を作成されたい。

なお、財務部管財課及び会計課は、更に連携を深め、各部課の財務諸表作成をサポートされたい。

(注) 各種台帳とは、公有財産台帳等、備品台帳、リース資産・リース債務管理台帳及び建設仮勘定台帳である。